

財 関 第 8 6 8 号
平成29年6月30日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成29年7月1日（ただし、下記第2及び第6については、10月8日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第1000号-17を別紙5-1のように、税関様式C第1000号-

18を別紙5－2のように、税関様式C第1001号を別紙5－3のように、税
関様式C第1005号を別紙5－4のように、税関様式C第5360号を別紙5－
5のように改める。

(II) 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5－6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に
掲げるよう改める。

第6 税関様式関係通達の一部を次のように改める。

(II) 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げ
るよう改める。

第7 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次
のように改める。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ
るよう改める。

第8 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の
一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ
るよう改める。

第9 外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の
連絡体制等について（平成13年8月10日財関第651号）の一部を次のように
改める。

別紙2「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」を別紙9のよう
に改める。

第10 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第
418号）の一部を次のように改める。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ
るよう改める。

第11 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部
を次のように改める。

「東京税關における税關官署の開庁時間について」を別紙11－1のように、
「大阪税關における税關官署の開庁時間について」を別紙11－2のように、
「門司税關における税關官署の開庁時間について」を別紙11－3のように、
「沖縄地区税關における税關官署の開庁時間について」を別紙11－4のよう
に改める。

第12 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税關関連業務の取扱
いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改める。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げる
ように改める。

第13 税関職員を保税蔵置場に派遣して行う貨物確認について（平成26年6月
13日財関第605号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙13－1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」
に掲げるよう改める。

2. 別紙様式1 「特例貨物確認申出書」を別紙13－2のよう改める。

第14 関税法基本通達等の一部改正について（平成29年4月24日財関第570
号）の一部を次のように改正する。

別紙14「新旧対照表」の一部を別紙14－1のよう、別紙15「新旧対照
表」の一部を別紙14－2のよう、別紙17－1「新旧対照表」の一部を別紙
14－3のよう改める。